



久留米市の通所型サービス (予防デイ、元気デイ)

久留米市 介護保険課

令和5年3月

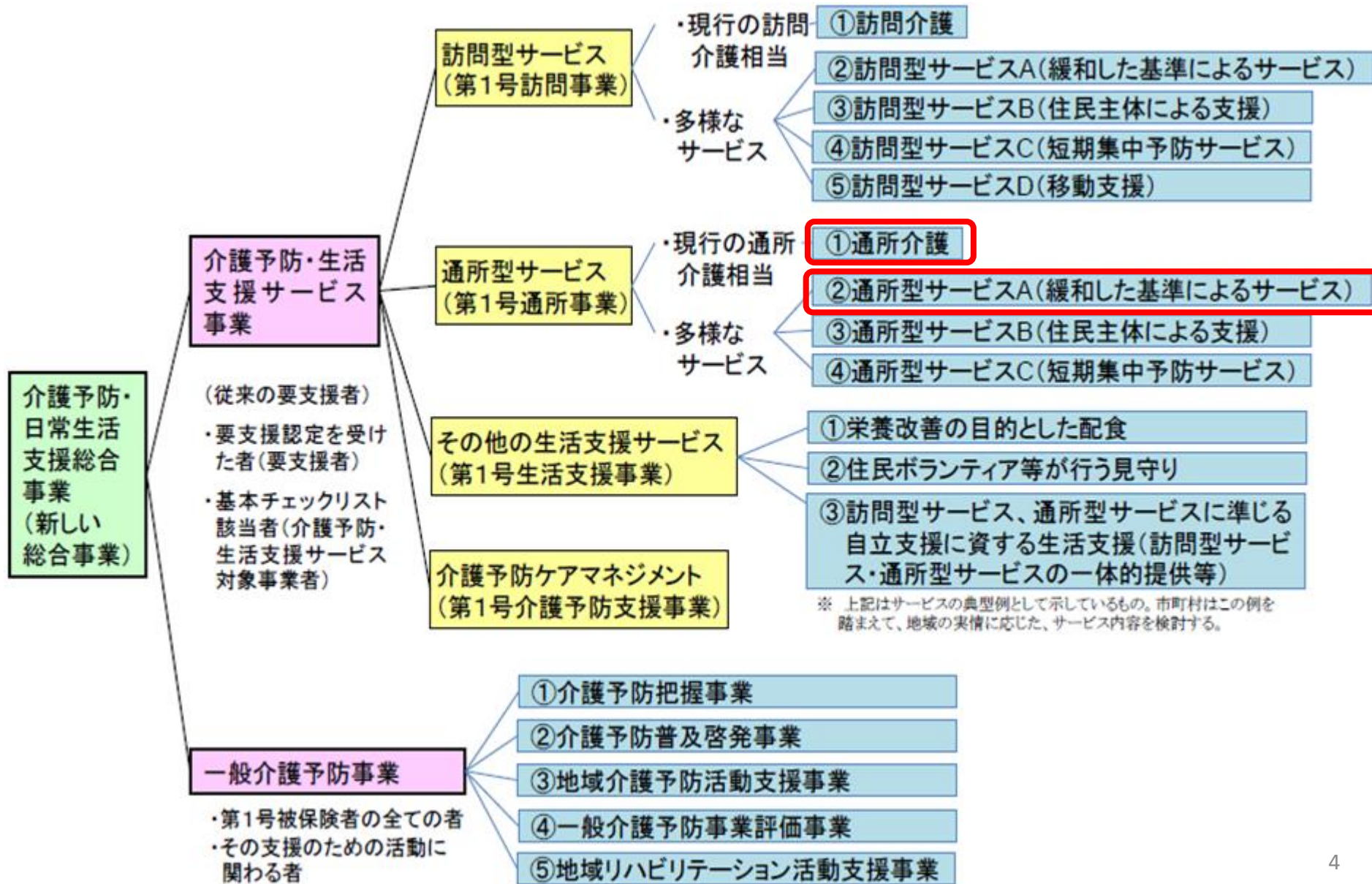
注 意

この資料は、久留米市の通所型サービス（予防デイ、元気デイ）の概要を掲載しています。

各サービスの詳細については、介護予防・生活支援サービス事業の集団指導資料（通所型サービス）をご確認ください。

通所型サービスの概要

総合事業における位置づけ



国が示す通所型サービスの類型

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 ＋ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

久留米市の通所型サービスの類型

類型	名称	内容	実施主体
従来の介護予防 通所介護相当 (現行相当サービス)	介護予防通所サービス (予防デイ)	身体介護と、心身機能をはじめとする生活機能の維持、向上及び社会参加のための多様な機能訓練を行う。	事業所指定(給付)
基準緩和サービス (通所型サービスA)	元気向上通所サービス (元気デイ)	心身機能をはじめとする生活機能の維持、向上及び社会参加のための多様な機能訓練を行う。	
住民主体による支援 (通所型サービスB)	住民主体通所サービス (ちょこっとデイ)	住民等が主体となり、事業対象者等向けの体操や運動を取り入れた活動等を行う。	市に登録した団体
短期集中予防サービス (通所型サービスC)	短期集中通所サービス (集中デイ)	リハビリテーション専門職による短期間の集中的なプログラム(助言・指導)により、心身機能をはじめとする生活機能の改善、向上を目指す。	事業所指定(給付)

利用者の心身状態、残存能力に応じたサービスを選択

介護予防通所サービス (予防デイ)

予防デイの対象者、提供サービス

対象者

次のいずれにも該当する65歳以上の高齢者

- ◆ 事業対象者等(事業対象者、要支援1、要支援2)
- ◆ 入浴、排泄、食事において、身体に直接触れて行う身体介護が日常的に必要な方

※日常的に必要な・・・その生活行為を行うときはいつも身体介護が必要なことをいい、24時間365日必要という意味ではない。

提供サービス

- ◆ 身体介護(入浴、排泄、食事)
- ◆ 利用者の心身機能、生活機能、社会参加にバランスよく働きかけるための事業所ごとの特色ある多様な機能訓練。

利用時間

1回あたり5時間未満

予防デイの利用時間、利用回数等

利用回数

※ 元気デイとの組み合わせについては、27ページを参照。

状態区分	利用回数
事業対象者	月4回まで ※元気デイとの併用はできない。
要支援1	
要支援2	予防デイと元気デイを合わせて 月8回まで

サービス提供者

久留米市が指定した事業所に雇用された従業者

利用者負担

報酬額の1割から3割(利用者ごとの負担割合によって決定する。)

※報酬額は「介護予防・生活支援サービス事業の集団指導資料」をご覧ください。

予防デイの人員基準①

管理者

- ◆ 事業所ごとに、常勤専従の管理者を1人配置。
- ◆ 同一の事業者により、同一の事業所において一体的に運営されている指定通所介護事業所の管理者と兼務可能。
- ◆ 従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

生活相談員

- ◆ サービス提供時間数を通じて専従1人以上配置。
- ◆ 資格要件は、社会福祉主事、同等以上の能力を有する者。
- ◆ 同一の事業者により、同一の事業所において一体的に運営されている指定通所介護事業所の生活相談員と兼務可能。

看護職員

- ◆ サービス提供単位ごとに専従1人以上配置。
- ◆ 資格要件は、看護師、准看護師

予防デイの人員基準②

介護職員

【利用者が15人までの場合】

サービス提供時間数を通じて専従1人以上配置

【利用者が15人を超える場合】

15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上

- ◆ 同一の事業者により同一の事業所において一体的に実施する場合は、通所介護、予防デイ、元気デイの合計利用者数により配置する。

機能訓練指導員

- ◆ 事業所ごとに1人以上配置。
- ◆ 資格要件は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の資格を有する者。

※ はり師、きゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。

予防デイの設備基準、その他

設備基準

- ◆ 食堂及び機能訓練室・・・合計した面積が利用者1人あたり3㎡以上
- ◆ 相談室・・・遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないように配慮されていること
- ◆ 静養室
- ◆ 事務室
- ◆ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- ◆ サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等

その他

予防デイに関する詳細については、次の要綱を参照すること。

- ◆ 久留米市指定介護予防通所サービスの人員、設備及び運営並びに指定介護予防通所サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する要綱
- ◆ 久留米市指定介護予防通所サービスにおける第1号事業支給費の額等を定める要綱

元気向上通所サービス (元気デイ)

元気デイの対象者、提供サービス

対象者

次のいずれにも該当する65歳以上の高齢者

- ◆ 事業対象者等(事業対象者、要支援1、要支援2)
- ◆ 身体介護が必要ない方(入浴介助を除く)

提供サービス

- ◆ 利用者の心身機能、生活機能、社会参加にバランスよく働きかけるための事業所ごとの特色ある多様な機能訓練。
- ◆ 援助が必要な利用者に対する入浴介助。

利用時間

1回あたり2時間以上3時間未満 または 3時間以上5時間未満

元気デイの利用時間、利用回数等

利用回数

※ 予防デイとの組み合わせについては、23ページを参照。

状態区分	利用回数
事業対象者	月8回まで ※予防デイとの併用はできない。
要支援1	
要支援2	予防デイと元気デイを合わせて 月8回まで

サービス提供者

久留米市が指定した事業所に雇用された従業者

利用者負担

報酬額の1割から3割(利用者ごとの負担割合によって決定する。)

※報酬額は「介護予防・生活支援サービス事業の集団指導資料」をご覧ください。

元気デイの人員基準①

管理者

- ◆ 事業所ごとに、専従の管理者を1人配置。
- ◆ 同一の事業者により、同一の事業所において一体的に運営されている指定通所介護事業所の管理者と兼務可能。
- ◆ 従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

介護職員

【利用者が15人までの場合】

サービス提供時間数を通じて専従1人以上配置

【利用者が15人を超える場合】

15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上

- ◆ 同一の事業者により同一の事業所において一体的に実施する場合は、通所介護、予防デイ、元気デイの合計利用者数により配置する。

元気デイの人員基準②

機能訓練指導員

- ◆ 事業所ごとに1人以上配置。
- ◆ 資格要件は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の資格を有する者。

※ はり師、きゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。

元気デイは、生活相談員、看護職員の配置は不要。

元気デイの設備基準、その他

設備基準

- ◆ 食堂及び機能訓練室・・・合計した面積が利用者1人あたり3㎡以上
- ◆ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- ◆ サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等

その他

元気デイに関する詳細については、次の要綱を参照すること。

- ◆ 久留米市指定元気向上通所サービスの人員、設備及び運営並びに指定元気向上通所サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する要綱
- ◆ 久留米市指定元気向上通所サービスにおける第1号事業支給費の額等を定める要綱

元気デイのサテライトの概要

元気デイのサテライトとは

- ◆ 本体の元気デイ事業所とは別に、既存の地域資源を利用してサービスを実施する出張所。
⇒コミュニティセンター、特養の地域交流室、体育館等の様々な場所で実施可能。
- ◆ 運営は元気デイと一体的に行い、1ヶ所の元気デイにつき2ヶ所まで実施可能。
⇒本体事業所との距離は、緊急時に対応できる距離とする。(おおむね車で20分以内)
- ◆ 2時間以上3時間未満の短時間サービスを実施。
- ◆ 原則として送迎も実施。

元気デイのサテライトの人員、設備基準

人員、設備基準

- ◆ 機能訓練室の広さは2.3m²/人。
- ◆ 管理者、機能訓練指導員は、元気デイとの兼務可能。
- ◆ 利用者の申込み、記録等の保管、従業者の勤務体制は、本体事業所で一体的に管理。
- ◆ 報酬(加算、減算を含む)は元気デイと同様。

元気デイのサテライトのねらい

【利用者】

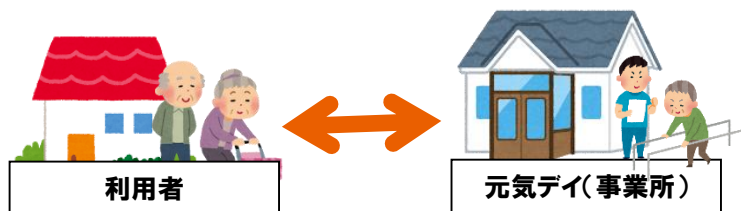
- ◆ 地域とのつながりを維持したまま身近な場所でサービスを利用できる。
- ◆ サテライトの利用をきっかけとして、デイサービス以外の社会参加につながる。
⇒ サテライトが行われている施設での健康教室やサークルへの参加等

【事業所】

- ◆ 地域でのサービス提供により、地域にひらかれた事業所となる
⇒ 地域における事業所の認知度が向上する。
⇒ 将来的に、事業所の利用希望者の増加につながる。

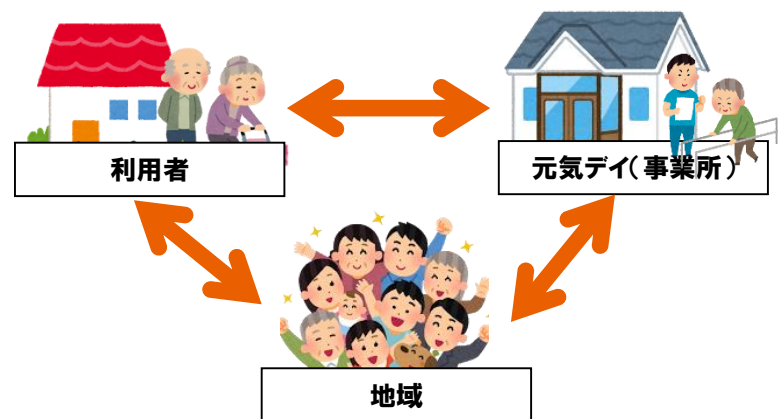
これまでは・・・

- ◆ サービスの利用 = 地域から離れてしまう。
- ◆ 事業所と地域とのつながりが希薄。



サテライトが充実すると・・・

- ◆ 地域から離れることなくサービスを利用できる。
- ◆ 地域における事業所の認知度が向上する。



その他

予防デイ、元気デイの利用回数について

	事業対象者、要支援1	要支援2
予防デイと元気デイの併用	不可	可
予防デイの利用可能回数	月4回まで	月8回まで ※予防デイと元気デイの 組み合わせは自由
元気デイの利用可能回数	月8回まで ※2時間以上3時間未満と3時間以上 5時間未満の組み合わせは自由	

【複数単位の同日利用】

- ◆ 予防デイや元気デイの同日利用や、元気デイの複数単位の同日利用はいずれもできない。
- ◆ 異なる事業所の同日利用もできない。
- ◆ 元気デイ本体と元気デイサテライトの同日利用もできない。

予防デイ、元気デイ(サテライト含む)の送迎①

基本的な考え方

予防デイ、元気デイ(サテライトを含む)の送迎については、原則として事業所が行う必要がある。

ただし、利用者が自ら通うことができる場合や、家族により送迎がある場合は、必ずしも事業所が送迎する必要はないが、その旨を通所型サービス計画に送迎に関する留意事項として記載する必要がある。

なお、送迎を行わなかった場合においても、報酬の減算はない。

送迎を行わない例

- ◆ 家族が通勤の際に事業所に送ってくる場合。
- ◆ 居宅が事業所から近く、歩行に支障がないため、徒歩で通う場合。
- ◆ 目標が『バスに乗って隣の市の孫に会いに行く』等となっており、公共交通機関を利用して通うことが利用者の目標達成につながる場合。
…等

予防デイ、元気デイ(サテライト含む)の送迎②

送迎地点について

送迎地点については、原則として『利用者の居宅から事業所』となるが、次の点に留意したうえで、バスストップ方式での送迎も可能とする。

- ① 利用者ごとの集合場所は毎回同じ場所とすること。(そのつど変更することはできない。)
- ② 集合場所を決めるにあたっては、利用者の安全を十分考慮すること。
- ③ 集合場所の所有者等の許可を得る等、トラブルとならないよう注意すること。
- ④ 集合時間に利用者が来ていない場合には、居宅を訪問したり電話で確認する等の対応をすること。

通所型サービス利用後について①

基本的な考え方

予防デイ、元気デイについては、利用者の『日中の居場所』としてのサービスではなく、サービス以外の社会参加を推進するために、短時間のサービスとしている。

よって、送迎の都合や利用者家族の都合等で、サービス利用後に事業所にとどまることは、原則として認められない。

ボランティアとしての支援

利用者の目標を達成するために、介護予防ケアプランに位置づけた上で、ボランティアとして他の利用者の支援を行うことも想定される。この場合、ボランティアは利用定員に含める必要はないが、機能訓練室の広さが十分に確保されず、その時間の利用者のサービス提供に支障が生じることのないよう考慮すること。

通所型サービス利用後について②

サービス利用前後の自主活動等への参加

サービス利用前後に事業所と同一建物や同一敷地内において、サークル等の自主活動が行われており、利用者の希望でその自主活動等へ参加した結果、送迎時間が他の単位の利用者と同一時間になった場合に一緒に送迎することは差し支えないが、その旨を通所型サービス計画に送迎に関する留意事項として記載する必要がある。

なお、利用者の希望がないにも関わらず、強制的に自主活動等へ参加させていたり、実際に行われていない自主活動等へ参加しているように虚偽の通所型サービス計画を作成することは、処分の対象となる。